

令和元年12月12日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 令和元年12月12日(木) 11時20分開会
12時00分閉会
- 3 場 所 第1委員会室
- 4 出席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、白石純一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、
濱之上大成委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 説 明 員
・総務課
課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 尻無濱久美子君
- 7 会議に付した事件
・議案第56号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第57号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・議案第58号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
・所管事務調査について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第56号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、付託案件において、議案第56号及び57号につきましては、いずれも特別職の報酬、給与に関する改正でありますので、一括議題とし、審査していきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総務課の出席をお願いします。

(総務課入室)

○議案第56号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第57号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第56号及び57号を一括議題として、審査に入ります。

先の本会議でも説明をいただいておりますので、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。それでは、課長の説明を求めます。

松崎総務課長

それでは、議案第56号及び議案第57号について、一括して御説明申し上げます。議案書のページは6ページからになります。

はじめに、議案第56号、阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。条例改正の主な内容は、議員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げ、年間の支給割合を3.35月分から3.4月分にしようとするものであります。具体的には、令和元年度においては12月に支給する期末手当の支給割合を、100分の167.5から100分の172.5に改め、令和2年度以後においては、6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を100分の170に改めるものであります。附則では、条例の施行期日を、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は令和2年4月1日とし、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和元年12月1日から適用することとするほか、内払について規定をしております。

次に、議案書は8ページからになります。議案第57号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。条例改正の主な内容は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間でそれぞれ0.05月分引き上げ、年間の支給割合を3.35月分から3.4月分にしようとするものであります。

改正内容につきましては、議案第56号と同趣旨でありますので、説明は省略をさせてい

たきます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第56号及び57号について、審査を一時中止します。

○議案第58号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第58号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第58号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。条例改正の主な内容は、人事院の勧告等に準じて、第1点目に職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げること、第2点目に職員の住居手当の支給基準の改定等をしようとするものであります。人事院の勧告等の主な内容につきましては、職員の初任給及び若年層の給料月額を平均0.1%引き上げ、平成31年4月に遡って適用するとともに、勤勉手当を年間0.05月分増額するものであります。

それでは、条例の主な内容について、御説明いたします。条例議案等参考の3ページをお願いいたします。条例は、2条に分けて改正を行っておりますが、第1条関係の改正については、はじめに御説明いたします。第11条の5の改正は、令和元年度において12月期の勤勉手当の支給割合を、100分の92.5から100分の97.5に改めるものであり、期末手当と合わせた年間の支給割合を、4.45月分から4.50月分にしようとするものであります。次に、条例議案等参考の3ページから14ページにかけてとなりますが、別表第1及び別表第2の改正は、給料月額を改定するため、給料表の改正を行うものであります。

14ページをお願いいたします。次に、第2条関係の改正について御説明いたします。第7条の3の改正は、職員の住居手当について、人事院の勧告等に準じ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引き上げるなど所要の改正を行ったものであります。15ページになりますが、第11条の5の改正は、令和2年度以後において、6月期及び12月期に支給する勤勉手当の支給割合を100分の95に改めるものであります。

最後に、この条例の附則について御説明をいたします。議案書の19ページをお開きください。附則第1条では、条例の施行期日を第1条は公布の日、第2条及び附則第4条の規定は令和2年4月1日とするほか、改正後の条例の規定の適用日を定めております。附則第2条から第5条までは、所要の経過措置、規則への委任について定めております。

以上で説明を終わりますが、御審議をよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

住居手当の件ですけれども、このように改定することで阿久根市の支出はどのように変わるんですか。

松崎総務課長

今、御質疑がありました件につきましては、結果としまして月額12万4千円、年間148万2千円程度の減額となる見込みであります。

竹原信一委員

阿久根市のですね、市役所職員30代男性の婚姻の率を、結婚できてる率を教えてください。

松崎総務課長

既婚、未婚ということでのお話でございますけれども、手元の資料によりますと、30代の男性の未婚率につきましては、約56%でございます。

[竹原信一委員「未婚が56%、およそ40%が結婚していると」と呼ぶ]
43%になります。

濱田洋一委員長

ほかに。

白石純一委員

今の住居手当の件ですが、今までは1万2千円を超える家賃を支払っておられたものが、1万6千円と引き上げられた根拠というか、理由、根拠を教えてください。

松崎総務課長

これは先ほど申し上げたように人事院勧告等の中でございます。今回の住居手当の改正につきましては、国家公務員の宿舍使用料の上昇を考慮して、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2千円から1万6千円に4千円引き上げたということが根拠でございます。

白石純一委員

都市部においても同じような引き上げになっているということでしょうか。

松崎総務課長

人事院勧告に準じているところは同様の措置をとるものというふうに考えております。

白石純一委員

都市部、県内でも鹿児島市と阿久根市の当然家賃の水準は全く違うわけで、そこで仮に同じ4千円の影響は阿久根の職員にとってはかなり相対的には大きいものだと考えますけれども、その辺りの考慮はないんでしょうか。

松崎総務課長

今、委員の御指摘のとおり、家賃額が現在2万8千円から5万5千円の家賃の職員が64名おります。この64名については月額2千円の家賃の減額になります。一方、5万9千円を超える家賃については、家賃下限分の原資を用いて若干ではございますけれども、住居手当の増になるということでございます。

濱田洋一委員長

ほかの委員から何かありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第58号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室)

濱田洋一委員長

それでは、議案に対する所管課への質疑が終了したので、これから採決にうつりますが、議案に関しての賛成、反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第56号 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第56号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔発言する者あり〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

市議会議員の議員報酬及び費用弁償、これ増額なんですね。市民の状況を見たときに、消費税は上がる。阿久根市議会は使用料の値上げにも賛成した。その状況で議員が自分の手当て、収入をふやす議案に同意すると、これは申し訳なくしょうがないです。反対します。

濱田洋一委員長

ほかの委員から討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結します。

それでは、採決いたします。

議案第56号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第57号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第57号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

市長が自らの報酬を上げる議案を出す。よく恥ずかしげもなくやってくれたなと思います。市民に向かってどんな顔をするんでしょうか。私は反対です。

濱田洋一委員長

ほかの委員から討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第57号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)
挙手多数と認めます。
よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第58号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第58号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

反対です。税金が上がり、経営が苦しくなった状態で従業員の給料を上げましょうという企業はありません。そして、もう一つ、住居手当の件ですけれども、そもそも国家公務員と阿久根市役所職員の住居手当を同じレベルにもっていること自体が、考え違いも甚だしいんです。根本的な阿久根市役所の姿勢、あり方に問題があります。今回の、まずは給与を上げてしまう。これ話にならないです。

濱田洋一委員長

ほかの委員から討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第58号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

濱田洋一委員長

次に、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

全員協議会で配布されました鹿児島県過疎地域自立促進協議会からの依頼文について、所管である本委員会で協議をする必要がありますので、各委員の皆様の御意見を伺います。

〔発言する者あり〕

休憩します。

(休憩 11:40～11:45)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、各委員の御意見を伺います。

濱崎國治委員

過疎法によって阿久根市は過疎地域に指定されているわけですが、先ほどの具体的施策の中にもありますとおり、国の補助率のかさ上げですね、1番これは過疎地域においては効果のある施策じゃないかと思えます。それから過疎地域自立促進ということで、過疎債を阿久根市はかなり発行して、この元利償還金の70%相当を普通交付税で措置されるということになっておりますので、これまでもかなりこの過疎債によって阿久根市はそれぞれいろんな整備をしてきたわけでありますので、この過疎法が切れるということは阿久根市にも大きな影響がありますので、ぜひですね、これについては積極的な延期をですね、求めたいと思えます。これは強く要望したいと思えます。

濱田洋一委員長

ほかの方々からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、新たな過疎対策法の制定に関する意見書につきまして、本委員会から提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本委員会から提出することに決しました。

それでは、意見書案文を配付し、文面の確認をしますので、暫時休憩いたします。

(休憩 11:47～11:48)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

意見書案文を確認をいただきましたが、本意見書案文で提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本意見書を議長宛て提出することに決しました。

○所管事務調査について

濱田洋一委員長

次に、本委員会の所管事務調査について議題といたします。

先の委員会で、学校規模適正化について及び閉校後の学校施設の利活用についての2項目につきましては、薩摩川内市を視察することで決定をいただきました。

そこで、薩摩川内市と調整した結果、1月28日の午後1時30分から受け入れ可能との連絡がありました。したがって、1月28日、午後0時30分に市役所を出発したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

文書はのちほど配付いたします。

このほか、委員の皆様方から御意見等ないでしょうか。

白石純一委員

薩摩川内市の学校利活用の所管部署を訪ねていくということで、そこでお話を伺うということで、実際の活用例の学校跡を訪ねるということは組まれないということでしょうか。

牟田次長兼議事係長

薩摩川内市には受け入れが可能かどうかをまずお聞きしました。その中で、規模適正化、

跡地活用の2項目について要望をしております。また、施設の視察が可能な場合は受け入れをお願いしたいと伝えておりますが、詳細な受入対応については今のところ確認はとれておりません。ただ希望としては出してありますので、時間的なもの、施設の受入に制約的なものがあるかと思っておりますので、調整していきたいと考えております。

白石純一委員

もちろん所管部署にお話を聞くことは大変大事で、それが一番の目的なんですが、例として出される廃校利用の実例を見ることが時間的にも、先方の都合的にも可能であれば考慮いただきたいと思います。

濱崎國治委員

この前の議員と語る会の大川の会場で、実際、現地の視察をされた方の資料をいただきましたので、できればそういうところをですね、ぜひ現地調査させていただきたいと思っております。その辺もあわせて要望いたします。

白石純一委員

お話を聞くのはどこでもそれほど変わらないと思っておりますので、廃校の実例が見れるのであればその場所で、薩摩川内市のお話を伺うことが、不都合がなければですね、そういうことをお願いしたいと思っております。

濱田洋一委員長

白石委員、濱崎委員からもありました適正化、利活用の概要説明というのは相手方との協議はしてあるんですけども、実例、いわゆる、今実際にどういうふうな利活用になっているのか、そこら辺も見べきものではないかという御意見もありましたので、やはりそこは相手方と話をさせてもらいながら、進めていきたいというふうに考えております。それでよろしいでしょうか。

ほかの委員から御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働については、先の委員会で来年、明けて2月9日の市原子力防災訓練を視察することに決定しましたので、よろしくお願いたします。なお、詳細な計画等がわかり次第、お知らせいたします。

以上で所管事務調査事項についてでしたけれども、委員から何かございませんでしょうか。

濱之上大成委員

1月28日の服装の件ですけどね、やはり正装で行ったほうがいいんでしょうか。それと2月9日の防災訓練はいかがすればよろしいんでしょうか。

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:56～11:59)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。
以上で本日の総務文教委員会を散会いたします。

(散 会 12時00分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一